

ASMP005 付属書4 : 4重金属の閾値と管理区分 (電子部品事業向け)

本付属書は、当社電子部品事業向けに納入頂くお取引様へ配布しております。

本付属書は、4重金属に属する物質 (カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛化合物、水銀化合物) についての管理区分と閾値を定めています。付属書4を受領頂いているお取引様については、

4重金属に属する物質に付属書4の管理区分および閾値を適用します。

(注1) “分類”の見方

P: 禁止物質。閾値以上の場合には禁止物質、閾値未満の場合には管理物質。

D: 管理物質。

物質名	分類(注1)	閾値	対象用途
カドミウムおよびその化合物	P	5 ppm	・プラスチック ・塗料 ・インク ・顔料 ・ゴム
	P	20 ppm	はんだ中のカドミウム
	P	100 ppm	上記以外の全ての用途
	D		・RoHS 適用除外用途 ・ELV 適用除外用途
	P	20 ppm	電池 (除外対象項目あり)
	P	4 物質(4 重金) 群 の合計として100 ppm	包装材
六価クロム化合物	P	1000 ppm	全ての用途
	P	4 物質(4 重金) 群 の合計として100 ppm	包装材
鉛およびその化合物	P	100 ppm	・プラスチック ・ゴム ・塗料 ・インキ
	P	1000 ppm ※ただし意図的に含有する場合は、含有量に関わらず含有禁止	上記以外の全ての用途
	D		・RoHS 適用除外用途 ただし、(7(a)については外部に露出しない内部接続用高融点ははんだで85wt% 以上のものとする) ・ELV 適用除外用途
	P	40 ppm	電池 (表示等の要求を確認のこと)
	P	4 物質(4 重金) 群 の合計として100 ppm	包装材
水銀およびその化合物	P	1000 ppm	全ての用途
	D		・RoHS 適用除外用途 ・ELV 適用除外用途
	P	5 ppm	電池
		20000 ppm	ボタン電池
	P	4 物質(4 重金) 群 の合計として100 ppm	包装材